

江戸川大学国立公園研究所から

執筆担当：中島慶一

公園利用に着目した改正

令和三年四月二三日、第二〇四回通常国会において、自然公園法の一部を改正する法律が参議院本会議で可決成立し、五月六日に公布された。

環境省が三月二日の閣議決定時に公表した法改正概要によると、主なポイントは二つで、その他にもいくつか小さい改正点がある。これらは主に、公園の利用面に着目した改正となっている。詳しい内容の紹介は別にゆずり、改正によって何がどう良くなるのか、という点についてのみ、今回は二つのポイントについて概略的にみていきたい。

自然体験アクティビティ

の促進

地元市町村やガイド事業者等か

らなる、自然体験アクティビティ推進団体が適切な計画を立てて環境省等が認定すれば、自然公園法の要許可行為について許可不要にし、面倒な手続きを減らすことで魅力的な自然体験活動を提供できるように促す、というもので、

この改正には、二つの画期的意義がある。市町村を含む協議会が計画を作成し、公園管理者が認定するという形で、これまでトップダウンの形しかなかった公園計画・公園管理にボトムアップの流れを初めて公的に導入したということ。これはエコツアーリズム推進法の全体構想認定に似た仕組みである。もう一つは、公園事業のソフト版とも言えるべき、施設に依拠しない公園内の自然体験活動を、国立公園の公的存在として把握できるようにしたことである。

ただし、規制緩和だけにとどまるなら、法改正の効果が大きいと



ト事業の窓なのだから、もっと大きくしてもらいたい。

例えば、公的な自然環境教育事業やビジターセンターでのインタプリテーションと、民間事業者のエコツアーなどの間での自然環境情報の共有、共同での広報、研修などでの連携協力等は、すぐにも進めることができるのではないだろうか。

さらに、環境省が管理している土地や施設の使用について、仮に国有財産法上の手続きの簡素化などと結びつけることができるならば、事業者に具体的なメニューが生じる可能性があるし、さらに望めば、土地所有者との間で協定を交わすことなどによって、土地所有者と自然体験アクティビティ事業者の間を取り持つことができるとも思えない。特に現在環境省と国有林当局との間では、国立公園をめぐる連携を模索する動きがあるようなので、そのあたりの動きを期待したい。

今後の展開に期待

そうは言っても折角開いたソフ

さらに、協議会がつくる計画には、適切な自然体験アクティビティのためにルールをつくることなどが想定されている。エコツアーの実施に際しての自然環境への配慮

や、ガイド育成の体制づくりなどに自主的なルールを設けるということであろう。ルールのありよう、決め方に関する規定が示されていないので分らないが、エコツーリズムは、資源を共有し活用する仕組みなので、地域の関係者がルールをつくるうとしてもフリーライダーが存在するとうまくいかない。メリットを明確にしてすべての事業者の参加を促していければ、公平性のある仕組みとして効果を発揮するのではないだろうか。

公園計画に関する改正

もう一つ付け加えて指摘しておきたいことがある。以前、公園雑誌第七八五号で、公園計画には施設を伴わないソフト事業も含まれてよいはずであると指摘したが、今回、公園計画の一部として、必要に応じて、「質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項」を書くことができるようになった。

またこのことに関連して、今回の法改正では、公園計画に関する内容に関する条項の追加が盛り込まれており、公園計画には、保護



地域主体の利用拠点整備改善

主な改正点のうち一つは、市町村や旅館事業者等からなる協議会が適切な利用拠点整備改善計画を作成し、環境大臣（国定公園の場合は都道府県知事）の認定を受けた場合、関係する自然公園法の認可を受けたこととする、という特例により、手続を簡素化することによって、地域関係者が一体となつて行うさまざまな取り組み、すなわち廃屋撤去や利用拠点の機能の充実、景観デザインの統一などを自然と調和した街並みづくりを促進し、魅力的な滞在環境の整備を進めるといふものである。近年の最重要課題である廃屋問題に対する具体的な対応策の一つとなりうる。

ただ、その促進の手段が規制緩和だけではいかにも非力である。規制緩和、しかも手続きの簡素化程度のメリットを原動力として、廃屋の撤去が進むとは到底思えない。地元市町村や地域に相当の意欲があったとしても、事業の実施には多額の経費がかかるため、廃屋撤去も含む地区の景観改善には

予算的な手当てや他の公共的事业とのタイアップが不可欠なはずだから、促進のための予算事業が存在しなければ整備改善が進まないのは目に見えている。

そういう目で見ると、今回の法改正の内容だけでは実効性を感じることができないが、実際には既に予算事業のほうで先行している。国際観光旅客税を財源として、既に開始されている国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業が、現時点ではこの予算事業に相当するものと考えられる。

この事業と今回の法改正で創設された利用拠点整備改善計画との制度上の整合性を図り、予算事業として発展し、さらに活用されていけば、廃屋撤去を含めた利用拠点の整備改善を進める大きな力になるだろう。

参考文献・令和三年三月二日

環境省報道発表資料「自然公園法の一部を改正する法律案の閣議決定について」

中島 慶二●なかじま けいじ

一九八四年環境庁入庁。日光、尾瀬、阿蘇、大雪山などの現地管理業務、長崎県庁、那覇事務所長、復興庁、野生生物課長などを歴任。退官後二〇一七年より江戸川大学国立公園研究所長。